解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年十月二十日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚一〇五番地四

清算法人庄内古川悪水路土地改良区

代表清算人　坂齊　忠造

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号

財団法人衛星通信教育振興協会

代表清算人　加藤　義行

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

滋賀県大津市御陵町三番一号

財団法人大津市産業廃棄物処理公社

代表清算人　目片　信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

大阪府豊中市庄内幸町二丁目二三番三〇号

社団法人大阪府治療師会

代表清算人　田窪　重実

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年十一月十日岸和田市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

大阪府岸和田市下松町六九五番地

岸和田市下松土地区画整理組合

代表清算人　前田　元雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

福岡市博多区堅粕一丁目二九番一号福岡県立福岡高等学校内　財団法人県立福高協会

代表清算人　藤　和義

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により平成二十三年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

千葉県市川市国府台二丁目四番一号千葉県立国府台高等学校内

財団法人千葉県育英会館

代表清算人　鬼澤　佳弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月一日

東京都練馬区東大泉三―一―一八―二〇三

特定非営利活動法人移動支援フォーラム

清算人　藤井　亘

配当公告

岐阜市大工町二三番地

破産者　マルカ電器株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十二年（フ）第四七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四二、三八九、〇三〇円

一、配当することのできる金額

金一一、三九九、七二二円

平成二十三年十二月一日

岐阜市司町三八番地岐阜県酒造会館三階

藤法律事務所　破産管財人　藤　良寛

配当公告

愛知県岩倉市大地町郷内二四番地、開始決定時の住所愛知県岩倉市下本町天神塚三八番地

一野村ステイツ岩倉五条川八〇七号

破産者　河端　睦子

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十一年（フ）第二六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三四一、六二二、八四〇円

一、配当することのできる金額

金二八、三七四、五四八円

平成二十三年十二月一日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号ＩＣＰ丸の内ビル七階

破産管財人　米澤　孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字豊崎町字境沢一二番地、最後の住所青森県八戸市大字豊崎町字替地山下三四番地一八

被相続人　亡　梅津由紀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

青森県八戸市根城六丁目二番七号ウィンドビル三階三〇一号室

相続財産管理人　弁護士　小西　弘晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市田尻沼部字御仮屋二八番地、最後の住所山形県天童市東久野本二丁目一四番五号

被相続人　亡　佐々木とく子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区清川一丁目六番地四、最後の住所東京都立川市柴崎町四丁目二番二三号ニチイホーム立川柴崎

被相続人　亡　山本アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区宇田川町八一番地、最後の住所川崎市高津区下野毛一丁目七番二〇―二〇六号

被相続人　亡　弟子丸恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日

川崎市川崎区東田町五―三ホンマビル四階

相続財産管理人　弁護士　竹内　克己